

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2017/11/01

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会の午前の会合では、自由権規約6条(生命の権利)に関する一般的意見36号草案の第2読会が行われ、パラグラフ6、7、8、9が討議された。パラグラフ6は生命の剥奪について規定するものであり、検討の結果、「計画的な(deliberate)生命の剥奪」という文言を「故意による(intentional)生命の剥奪」という文言に置き換え、一般的意見35号に言及する脚注を付けるという変更が加えられ、採択された。パラグラフ7は生命の剥奪を回避する政府の義務を規定するものであり、検討の結果、委員会の権限に言及する脚注を付けるなど複数の変更が加えられ、暫定的に採択された。パラグラフ8は強制失踪について規定するものであり、検討の結果、複数の変更が加えられ、パラグラフは最後の部分に移動することとなり、暫定的に採択された。妊娠の終了について規定するパラグラフ9についても討議が開始され、様々な意見が出た。